

## 令和2年度児童扶養手当の現況届を提出される方へ（必ずお読みください）

### ● 現況届とは・・・

「現況届」とは、毎年1回、手当を受けている人が、その年の11月分以降の手当について引き続き受給資格があること及び受給額を決定するための大切な届ですので、**必ず受給資格者様本人が記入して同封の返信用封筒にて郵送してください。（令和2年度に限り郵送受付となります。）**

提出期限内に提出がない場合は、今後の手当支給が差し止められたり、1月の支払日に間に合わないことがあります。また、現況届の提出がない方は、今後の手当が支給されません。（2年間提出しなければ受給資格がなくなります。）全部支給停止の方も必ず提出してください。

### I. 必ず提出（郵送）していただく書類

- ① **現況届**（裏面の記入例を参考に記入してください。）
- ② **同居者に関する申告書**  
※同居している方全員について記入してください。（世帯を分けている場合も含む。）  
※外国籍の方は在留カード・特別永住者証明書のいずれか又は省略事項のない住民票をご提出ください。
- ③ **健康保険証の写し**（本人・児童分が必要です。生活保護受給者で保険証のない方は必要ありません。）

### II. 該当する方が提出（郵送）していただく書類

- ① 受給理由が**離婚**（事実婚解消含む）又は**未婚**の方（養育者を除く）  
⇒ **養育費等に関する申告書**  
※養育費等の取り決め書や受領が確認できる物（通帳等）があれば、写しを提出してください。
- ② 対象児童と**別居**している方 ⇒ **監護事実の申立書**及び児童の世帯全員の省略事項のない住民票
- ③ 住民登録地と実際のお住まいが異なる方 ⇒ **居住証明書**及び世帯全員の省略事項のない住民票
- ④ 手当を受けている人が**養育者**である方 ⇒ **養育事実の申立書**
- ⑤ 児童に**障害**のある方 ⇒ **特別児童扶養手当証書**、**身体障害者手帳**、**療育手帳**等の写し
- ⑥ 受給理由が**遺棄**である方 ⇒ **遺棄事実の申立書**
- ⑦ 受給理由が**拘禁**である方 ⇒ **拘禁証明書**（拘禁終了予定日の記載のあるもの）
- ⑧ 受給理由が**父又は母の障害**である方 ⇒ **障害年金の証書**等の写し
- ⑨ 同居所に居住している**親族の方と生計が別**の方  
⇒ **別生計の申立書**（住宅間取図を必ず記入）・**公共料金**（電気・ガス・水道）のメーターが別々になっていることの証明（各々の同じ月分の領収書）
- ⑩ **支払金融機関を変更**したい方 ⇒ **金融機関の通帳**又は**キャッシュカード**の写し
- ⑪ **公的年金等を受給**の方 ⇒ **同意書**及び**年金額がわかる書類**（年金証書等）の写し  
※受給者又は児童が公的年金を受けている場合や児童が父母の公的年金の加算対象になっている場合。

### 【注意】

- 1 民生委員証明欄のある申立書・証明書には、**民生委員の方の証明が必要です。**
- 2 所得証明書等の発行日又は証明日等の日付は、**令和2年8月1日以降のものに限ります。**
- 3 申立書等は、確認できた範囲で同封しています。（変更等で申立書等が必要な場合にはご連絡ください。）
- 4 令和2年1月1日現在、熊本市にお住まいの方は所得証明書は必要ありませんが**令和元年（2019年）中の収入等が未申告の方は必ず申告を済ませておいてください。（無職で収入がなかった方も必ず必要です。）**  
収入等の申告がない方は**継続認定できませんので、今後の手当が支給されません。**

同居者に関する申告書の備考欄に、「**令和1年中の所得を申告して下さい。**」と表示しています。所得申告に関しては、本庁市民税課もしくは、所得税が課税されると思われる方は、**東税務署**（TEL096-369-5566）又は**西税務署**（TEL096-355-1181）にお問い合わせください。また、同備考欄に「**マイナンバーを記入ください。**」と表示されている場合は、後日電話にてマイナンバーを聞き取りさせていただきます。

## ご注意ください！ 提出方法は『郵送のみ』となります！

### III. 提出期限

- 提出期限は、令和2年（2020年）8月31日までです。（当日消印有効）  
※令和2年度に限り郵送受付となりますので、ご注意ください。

#### 【お願い】

現況の確認や記載事項の確認のため、電話をさせていただく場合がありますので、現況届の「④住所」の欄の上部に、必ず日中に連絡のとれる連絡先を記入してください。

### IV. 現況届提出が終わったら

提出期限内に現況届の提出をし、熊本市での審査が完了し継続認定された方には、1月の定期支給前に新しい手当証書を交付しますので、大切に保管してください。（全部支給停止の方は証書の交付はありません。）  
**ただし、提出された現況届に不備がある場合は、書類を返送する場合があります。**

### V. 手当が受けられなくなる場合

**次の要件に該当する場合は、手当を受ける資格がなくなります。印鑑と手当証書を持参し、すぐに資格喪失届を提出してください。**

- 1 手当を受けている母又は父が婚姻の届出をしたとき。
- 2 手当を受けている母又は父が婚姻の届出はしていないが異性と一緒に住んでいる場合や異性の方が定期的  
に訪ねてきたり生活費の援助があるようになったとき。
- 3 児童が父又は母に引き取られたとき。
- 4 児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に委託されたとき。
- 5 刑務所等に拘禁中の児童の父又は母が出所（仮出所を含む。）したとき。
- 6 遺棄していた児童の父又は母から連絡、訪問、送金等があったとき。

※上記のほかにも資格がなくなる場合がありますので、生活上の変化があった場合はお問い合わせください。

**不正な手段により手当を受給した場合には、罰則（懲役3年以下または30万円以下の罰金）がありますので十分注意してください。**

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

《提出（郵送）先及び問い合わせ先》※回線が大変混雑するため、8月中はお電話がつながりにくくなります。

【中央区にお住まいの方の提出先及び問い合わせ先】  
中央区役所保健子ども課 熊本市中央区手取本町1-1 TEL 096-328-2421

【東区にお住まいの方の提出先及び問い合わせ先】  
東区役所保健子ども課 熊本市東区東本町16-30 TEL 096-367-9130

【西区にお住まいの方の提出先及び問い合わせ先】  
西区役所保健子ども課 熊本市西区小島2丁目7-1 TEL 096-329-6838

【南区にお住まいの方の提出先及び問い合わせ先】  
南区役所保健子ども課 熊本市南区富合町清藤405-3 TEL 096-357-4135

【北区にお住まいの方の提出先及び問い合わせ先】  
北区役所保健子ども課 熊本市北区植木町岩野238-1 TEL 096-272-1104

裏面に記載しております『現況届の記入例』もご確認ください。

# 【記入例】 児童扶養手当 現況届

黒色のボールペン等（消えるボールペンは使用できません）を使用して、令和2年8月1日現在の状況を受給資格者本人が記入してください。その他、必要書類を添付して提出しなければなりませんので、裏面の「児童扶養手当の現況届を提出される方へ」を必ずお読みください。※ひとり親家庭等医療費助成を受給されている方は、現況届の裏面にも記入が必要となりますので、必ずご確認ください。

整理番号	第 号	※ 経市区町村名	※ 市区町村	※ 町村提出	※ 町村再提出
児童扶養手当現況届（令和2年度）			変更	町村再提出	第 号
① 証書番号	0123456	※ 既認定 新規認定	② フリカ+ 氏名	スイゼンジ 水前寺 花子	クマモト 熊本
④ 住所	〒860-8601 TEL 090-1234-5678 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 手取アパート101号室 手取アパート202号室		⑤ 職業又は 勤務先名	熊本市子ども支援課	勤務先 所在地
令和元年分 所得	氏名	⑬ 扶養親族 の人数	⑭ 児童扶養手当 法施行令第4条 第1項による所得の額	⑮ 児童扶養手当 法第3条に定める金 品等の額	⑯ 母（父）に 対して支払われた額 母（父）の額の 8割相当額 A
⑧ 受給者	印字されているものに 変更があるときは、赤色の ボールペン等で余白に修 正してください。	⑩ 配偶者	⑪ 扶養 義務者	⑫ 障害の有無	⑬ 障害の有無
⑨ 孤児等の 養育者		⑩ 配偶者	⑪ 扶養 義務者	⑫ 障害の有無	⑬ 障害の有無
⑫ 児童 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	障害 の有無	有期 事由・年月
1 水前寺 太郎	長男	H11.10.9	同	無	無
2 水前寺 次郎	二男	H12.8.3	同	有	有
3 水前寺 幸子	長女	H15.6.10	別	無	未
⑭ 氏名	⑮ 公的年金の 受給状況	⑯ 父又は母の職表 又は勤務先名	⑰ 父氏名	⑱ 母氏名	⑲ 拘禁終了 予定年月日
24 父又は母の死亡に関し、⑭に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況	25 受給者の公的年金受給状況	26 父又は母の職表 又は勤務先名	27 父氏名	28 母氏名	29 拘禁終了 予定年月日
1 受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	1 受けることができる	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )
2 受給停止	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )	2 受給停止	種類 ( )	基礎年金番号・年金コード ( )
3 受けることができない			3 受けることができない		
上記のとおり、相違なく現況を届けます。受給資格の有無および所得に関して公簿で確認されることに同意します。			※ 1 世帯の全員の住民票の写し 4 生死不明証明書 7 戸籍の謄本又は抄本		
令和 2 年 8 月 日			2 別居監護申立書・証明 5 遺棄申立書・証明 8 前住地の所得証明書		
(提出先) 熊本市長 氏名 熊本 花子			3 養育申立書・証明 6 拘禁の証明書 9 養育費等に関する申告書		
※ 本年又は前年の 被災の有無			10 その他 ( )		
令和 年 月 日			その他の事項		
※ 本年又は前年の 被災の有無			町村長 印		

**（記入要領）**

■の部分に記載してください。（共通）

■の部分には該当者の方のみ記入してください。

この欄には、2019年中に受け取られた、養育費の内容を記載してください。欄が一つになっていますので、二段書きで記載してください。

※養育費とは、「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅等のローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱水費」、「教育費」など児童の養育に係りのある経費として支払われているものをいいます。

障害欄は、対象児童の障害の有無をご記入ください。

2019年以降に火災や地震、津波などによる被災の有無をご記入ください。

ひとり親家庭等医療費助成を受給中の方は、  
現況届の裏面にも記入が必要となります。

【注意事項】

- 「④住所」欄の上部に、必ず日中に連絡のとれる連絡先を記載してください。
- 対象児童が通学等の理由により寮に入っている場合、「同居・別居の別」欄は「別居」となります。別居監護の申立書等が必要です。

※虚偽の申告があった場合には、不正利得の徴収により受給額が徴収される場合があります。また、罰則により3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。